

# まちづくり通信

第 66 号



令和 5 年 10 月

## ■ 土地区画整理審議会委員の補欠選挙を実施します。

土地区画整理審議会は、宅地所有者から選出された委員 7 名、借地権を有する者から選出された委員 1 名及び市長が選任する学識経験委員 2 名の計 10 名で構成されています。任期は 5 年で、宅地所有者・借地権者の中から選ばれた委員の方の現在の任期は、令和 10 年 6 月 1 日までです。

この度、借地権を有する者から選出された委員 1 名が欠員となったため、補欠選挙を次のとおり実施します。

☆ 《選挙期日（投票日）》 令和 6 年 1 月 8 日（月・祝）

☆ 《選挙人名簿の縦覧期間》

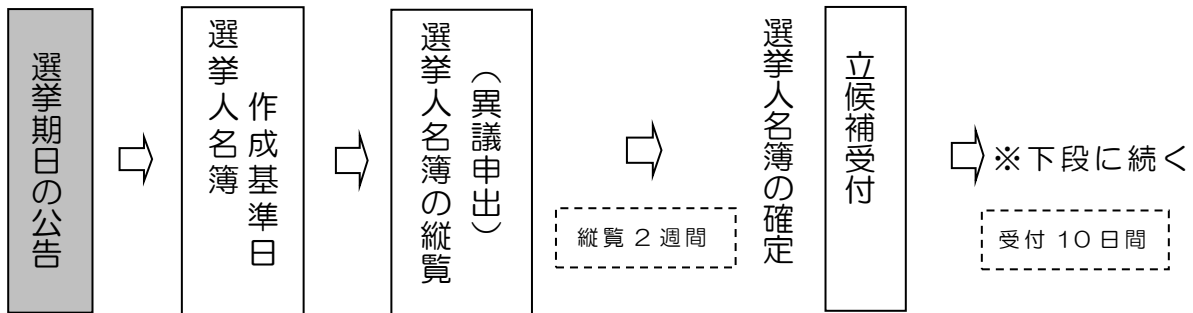
令和 5 年 11 月 9 日（木）～令和 5 年 11 月 22 日（水）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日にも縦覧しています）

☆ 《投票及び縦覧場所》 青崎地区区画整理事務所（駐車場あり）

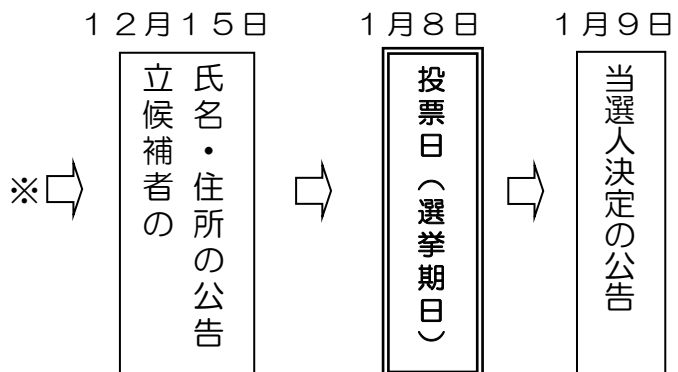
審議会委員補欠選挙（借地権者）のスケジュール（予定）

10月12日    11月1日    11月9日～11月22日    12月5日～12月14日



注 1：立候補者が定数を超えないときは、投票を行いません。

注 2：無投票の場合でも、当選人の決定は選挙期日の翌日となります。



## 《選挙人名簿》

- ① 当該選挙において選挙権及び被選挙権をお持ちの方の氏名、住所、性別及び生年月日を記した名簿です。
- ② 選挙人名簿作成基準日において、施行地区内に宅地を所有する方、施行地区内の宅地について借地権を有する方を特定して作成します。
- ③ 未登記の借地権をお持ちの方の場合、広島市(施行者)に届出済みの方が対象となります。

※ 選挙人名簿に記載漏れ又は誤りがある場合には、縦覧期間内に異議を申し出ることができます。(縦覧期間を過ぎると、お申出をお受けできませんのでご注意ください。)

## 《未登記の借地権をお持ちの方について》

未登記の借地権をお持ちの方で、令和5年11月1日までに広島市(施行者)に申告されていない方については、今回の選挙人名簿に記載されていません。

未登記の借地権を申告される場合は、選挙人名簿の確定後(12月4日以降)に申告していただくようお願いします。

## 《選挙人名簿作成基準日》

選挙期日の公告の日から20日を経過した11月1日が基準日となります。

## 《選挙及び立候補できる人》

- ① 選挙できる人は、選挙人名簿に記載されている方です。
- ② 立候補できる人は、選挙人名簿に、借地権者として記載されている方です。
- ③ 名義が共有となっている場合は、選挙権、被選挙権を行使するには、代表者の選任が必要です。
- ④ 登記されている方が亡くなっている場合は、選挙権、被選挙権を得るには、相続の届出が必要です。

※ 次のいずれかに該当する方は、委員の被選挙権はありません。

- ・未成年
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※ 代表者の選任・相続の届出が必要な方は、所定の様式を用意しておりますので、お申出下さい。

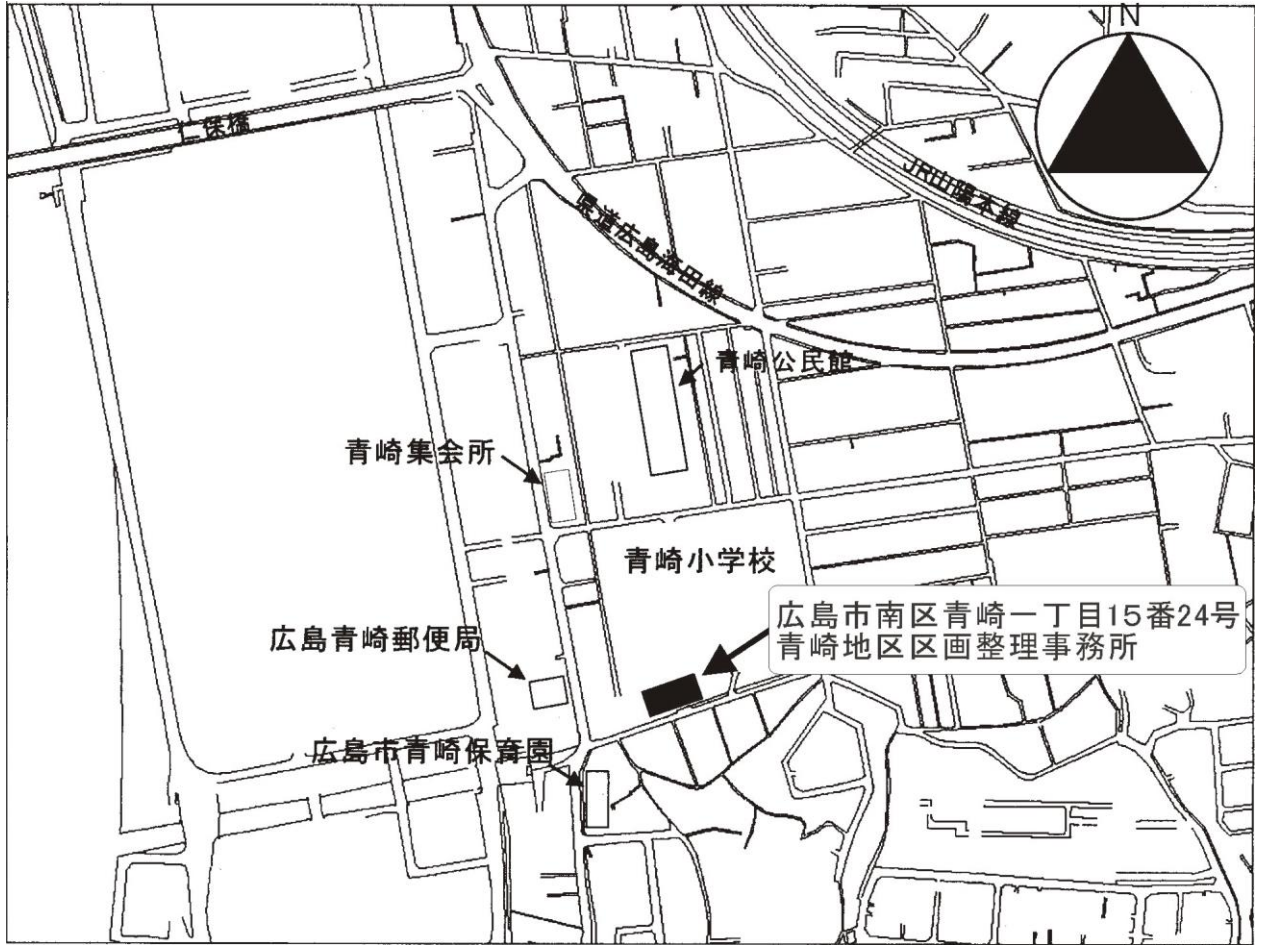
○審議会の役割

土地区画整理審議会は、本事業を民主的かつ効率的に進めるため、施行者（広島市）が換地設計や仮換地の指定等を行う場合に、施行者に対して同意や意見を述べることで、皆様のご意見を事業に反映させるという役割を担っています。

土地区画整理審議会の委員名簿（区分ごとに50音順。敬称略。）  
（令和10年6月1日まで）

区 分	氏名または名称
学識経験の方 （2名）	下宮 憲二
	田中 貴宏
宅地所有者から選挙で選ばれた方 （7名）	鍵田 順二
	長富 健三
	中本 俊夫
	西 友幸
	大和 宏治
	横見 仁
	横見 政人
借地権者から選挙で選ばれた方 （1名）	1名欠員

# 青崎地区区画整理事務所案内図



## 問 い 合 わ せ 先

〒734-0053 広島市南区青崎一丁目15番24号  
広島市 都市整備局 青崎地区区画整理事務所  
電話 (082) 510-3110 (直通)  
FAX (082) 288-3101  
E-mail [ts-aosaki@city.hiroshima.lg.jp](mailto:ts-aosaki@city.hiroshima.lg.jp)